

平成21年1月13日

明石市競争入札等参加資格登録者 各位

明石市財務部契約課

明石市工事請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項）の運用の拡充について

みだしのことについて、明石市発注の建設工事においては、建設資材の高騰状況を考慮し工事品質を確保するとともに請負業者の負担軽減を図る観点から、平成20年9月1日より鋼材類及び燃料油を対象として明石市工事請負契約約款第25条第5項（以下「単品スライド条項」という。）を適用して運用を図っているところですが、今後は「アスファルト類」についても単品スライド条項を適用し、下記のとおり運用を図ることといたしますので、お知らせいたします。

記

1. 単品スライド条項の運用拡充の対象とする「主要な工事材料」

「アスファルト類」（※詳細な対象品目は、国・兵庫県の基準により判定します。）

2. 請負代金額の変更の考え方

「アスファルト類」の価格上昇にともなう増額分のうち、請負者からの請負代金額の変更請求に基づき、請負代金額（※）の1%を超える額を発注者が負担する。

※運用拡充の適用開始日より前に検査済である部分払対象の出来形部分等がある場合、これに相応する請負代金相当額を請負代金額から控除した額とする。

3. 対象となる工事

明石市が発注する建設工事のうち、運用拡充の適用開始日以降に工期の末日を迎える工事及び運用拡充の適用開始日以降に新たに契約を締結する工事

4. 請求手続き及び変更請負代金額の算定方法

従前の「鋼材類」の運用方法に準じて取り扱う。なお、単価の採用時点等の詳細な取り扱いについては兵庫県における取り扱いに準じる。

5. その他

(1)運用拡充の適用開始日より前に部分引渡しを終えた工事の部分又は部分払の対象となった出来形部分等については、単品スライド条項の適用外とする。

(2)工期末が平成21年3月31日以前である工事についての適用請求は、工期満了前であって、かつ、平成21年1月31日までに請求があったものに限り適用する。

6. 運用拡充の適用開始日

平成21年1月13日